社会福祉法人　楽晴会

「令和８年度 介護記録・請求システム導入」仕様書

１.概要

本仕様書は、社会福祉法人楽晴会（以下「甲」という。）が運営する「世田谷希望丘ホーム」および併設サービス事業所に導入する介護記録・請求システム（CAREKARTE）の調達、導入、設定、操作説明および運用開始支援に関する仕様を定めるものである。

対象事業所　３事業所

① 世田谷希望丘ホーム（世田谷希望丘ショートステイ含む）
② 都市型軽費老人ホーム トラスト希望丘
③ 世田谷希望丘コラボケアセンター

２.品目および数量

（1）介護請求記録システム（CAREKARTE／㈱ケアコネクトジャパン）一式

３、納入条件

（1）上記システムの導入、設定作業および操作説明（オンライン）については、対象事業所ごとに実施できる体制を有すること。
（2）介護請求記録システムにかかる導入および設定作業、導入時操作説明の経費を含むものとする。
（3）令和9年1月29日までにシステムの構築、初期設定および職員向け操作研修を開始し、稼働可能な状態で引き渡すこと。
（4）介護請求記録システムの設定、動作確認および導入時研修の初回実施をもって完納とする。
（5）CAREKARTEにおいて、アイホン株式会社製「Vi-nurse」およびパラマウントベッド株式会社製「眠りSCAN」との連携実績または連携可能な機能を有すること。
（6）既存システムからのデータ移行が必要な場合は、移行シート（Excel）の支援を行うこと。
（7）操作説明については、各事業ごとに実施すること。
（8）運用開始後1年間は、システムに関する問い合わせ対応をソフトウェアメーカーが実施すること。
（9）システムの更新および保守に関する体制を明示すること。

４、導入機器構成

（１）介護請求記録システム（CAREKARTE／㈱ケアコネクトジャパン）

①納入機器等は以下のものとする

1.世田谷希望丘ホーム　※併設サービス事業所含む

商品名	品番	数量
【ソフトウェア】		
■CAREKARTE 標準パック		
特別養護老人ホーム	－	1
住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅		1
小規模多機能型居宅介護		1
■ツールオプション		
アイホン連携オプション	－	1
眠り CONNECT 連携オプション	－	1
【システム構築費】		
CAREKARTE 構築作業一式	－	1
他社システム連携構築費		1
【ユースウェア】		
■システムサポート費（年額）		
CAREKARTE 標準パック	－	1
ツールオプション	－	1
■データセンター費（年額）		
データセンター使用料	－	1
■クラウドサービス費（年額）		
基本クラウドサービス利用料	－	1
CAREKARTE モバイルセット（入所）	－	1
CAREKARTE モバイル（小規模多機能向け）		1
■操作説明費用		
ケアカルテ　リモート操作説明	－	1
■関連デバイス		
骨伝導イヤホン・「Shokz OpenComm 2 2025 Upgrade」	－	

※販売終了となった場合には、後継機種を選定し納めること。

②概要

②-1. 利用者記録管理がメイン機能である介護システムであること。

②-2. システムは、常に安定したレスポンスで稼働できるシステム構成かつデータを 5 年間以上保存できるシステムであること。

②-3. サーバーの管理は、データーセンター（クラウド型）を利用可能な仕組みであること。

②-4. 国保連合会への請求データ転送に対応ができること。伝送に必要なインターネット回線及び、国保中央会介護伝送ソフトは施設側で用意するものを使用すること。

②-5. ソフトウェア保守費用を含むこと。
②-6. 厚生労働省通達の「居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」及び「LIFE」に対応済みのシステムであること。
②-7. CAREKARTE が対応するナースコール、見守り支援機器等との連携機能を有すること。
②-8. PC やスマートデバイス増設においてもインストール台数の制限がなく、追加費用が発生しないこと。
②-9. 介護記録・情報共有・介護請求が一気通貫であること。
②-10. システムサポート費、データセンター費、クラウドサービス費は年度更新であること。
②-11. 導入時の操作説明は落札者が行うこととし、その費用を本調達費用に含むこと。
②-12. CAREKARTE のシステム構築は落札者が行うこと。他社システム・機器との連携設定・構築は本調達に含まない。
※利用者の個人情報が含まれる情報の取扱いは甲の作業範囲とする（旧データベースからの移行作業）

③保証/保守について
③-1. 納入したシステムに本仕様書または契約内容に適合しない事項が確認された場合は、受注者またはソフトウェアメーカーの責に帰すべき事由によるものについて、修正その他必要な対応を行うこと。
③-2. システムサポート費、データセンター費及びクラウドサービス費については、初年度の利用に必要となる費用を本調達費用に含むこと。
③-3. システムサポート期間中は、ソフトウェアメーカーが電話、メール等により、操作方法、システム運用上の問い合わせ、不具合等に対応できること。
③-4. 法令・制度改正等に伴う標準的なシステムのバージョンアップについては、システムサポートの範囲内で対応できること。ただし、個別カスタマイズ、新たな機能追加その他通常の保守範囲を超えるものはこの限りではない。
③-5. システムサポート、データセンター及びクラウドサービスは継続して利用可能なサービスであることとし、2 年目以降に必要となる費用及び契約条件を明示すること。
③-6. 骨伝導イヤホンその他の関連デバイスについては、各製造メーカーが定める保証条件及び保証期間を適用すること。

以上